

名張市男女共同参画基本計画

2020(令和2)年度 実施計画について

2020(令和2)年 10月
名 張 市

はじめに

本市では、2006(平成18)年4月に名張市男女共同参画推進条例を施行しました。条例の理念に基づき、男女共同参画を計画的かつ効果的に推進するため、現状と課題を踏まえた施策の概要を明らかにした「名張市男女共同参画基本計画」を2007(平成19)年3月に、「第2次名張市男女共同参画基本計画ベルフラワーⅡ」を2017(平成29)年3月に策定しました。

計画に位置付けられた具体的施策について、進行状況を確認するため、毎年実施状況等の点検、確認をして評価を行っています。

この報告書は、令和2年度の計画及び評価について取りまとめたものです。計画・評価を基に各室は取組みの改善を図り、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進しています。

【 目 次 】

- 運行管理・評価の流れ 1
- 評価書の見方 2
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の確立 3～6
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進·· 7～12
- 基本目標Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援 13～19
- 基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり·· 20～26

進行管理・評価の流れ

1. 数値目標の達成状況確認

基本目標に記載の数値目標項目

事業
担当
室

計画の進捗を測る 各指標

数値目標に対する前
年度の実績値を確認

進捗確認

2. 具体的施策の評価分析

基本目標に記載の具体的施策

① 事前評価

▼当該年度の取組内容について、
男女共同参画の視点でどの程度
配慮できているかを評価

事業
推進

② 事後評価

▼前年度の取組内容について、男女共同参画
の視点でどの程度配慮できたかを評価
▼成果・課題を踏まえ、次年度に向けての対
応を検討

男女共同参画の視点評価

3. 評価の集約

人権・男女共同参画推進室

・実績値より計画の進捗状況の把握
・審議会の運営・意見のフィードバック
・評価の集約・均等化
・報告書の作成
・課題の抽出

4. 審議

男女共同参画推進審議会

・評価・事業内容等について審議

①
↓

報告書の
提出

②
↑

評価等の
ヒアリング

⑤
↑

審議会の提言を
フィードバック

③
↓

集約内容の報告
意見の聴取

④
↑

評価・事業内容等
への提言

評価
公開

⑥
↓

審議会での
議論、担当
室との調整
を経て、評
価を公開

評価書の見方（具体的施策の評価分析）

① 事前評価 事業実施前に、「事前評価」を事業担当室が確認します。

具体的施策 (項目)	担当室	事前評価		視点評価 個別評価
		事業計画	取組計画	
		施策の内容	取組計画	
1 市広報、ホームページなどのメディアを通じた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	・広報なばりや市ホームページ、FMラジオなどを活用して、意識啓発を行います。	① A ② A ③ A

◎男女共同参画の視点を取組計画の中で、①・②・③の視点ごとに、どの程度配慮できているのかを、配点A/B/Cのいずれかで評価します（事前・事後）

A: 十分配慮している B: 配慮できていないところがある
C: 全く配慮できていない ※「—」: 事業内容が具体化できていない

※当該事業を実施する際、男女共同参画の視点をどの程度配慮しているかを評価したもので、個別の事業の進捗状況を示したものではありません。
※評価B・Cの場合は、配慮できていない点を明記しています。

3つの視点で評価

① 企画

性別にかかわらず、事業効果が期待できる事業内容としているか

【具体例】

- ▼事業の企画・立案・実施の各段階で、男女共同参画の視点が及ぶよう配慮しているか。
- ▼合理的な理由なく、性別により、事業への参加・利用制限をしていないか。
- ▼性別により特別な配慮（開催時間帯、曜日、託児等）が必要であれば、適正に配慮しているか。

② ジェンダー指標

ジェンダー（慣習や意識等に基づく社会的性差）にかかわらず、事業参加やサービス利用ができるよう配慮しているか

【具体例】

- ▼慣習や意識等により、女性（男性）の参加（参画）・利用が少ない（しにくい）と考えられる場合、女性（男性）の参加（参画）・利用を促すための配慮（取組み）をしているか。
- ▼従来、女性（男性）の参画が少ない分野・テーマと考えられる場合、女性（男性）の参画や活躍を促すための配慮（取組み）をしているか。

③ 表現

事業やサービスの広報や啓発、実施において性別に配慮した表現や対応になっているか

【具体例】

- ▼広報や啓発、事業実施の際に、性別に基づく固定概念に捉われた表現（イラストや言葉、文章など）を使用していないか。
- ▼合理的な理由なく、性別により、広報や啓発の対象を限定していないか。

基本目標 I 男女共同参画意識の確立

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
男女の固定的な役割分担に同感しないという市民の割合	76.1%	81%	84%	人権・男女共同参画推進室
男女共同参画講座等学習機会の提供回数【延べ値】	—	80回	160回	人権・男女共同参画推進室
「男女共同参画都市宣言・条例」の認知度	宣言:13.2% 条例:19.9%	宣言:20% 条例:30%	宣言:26% 条例:40%	人権・男女共同参画推進室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
1	市広報、ホームページなどのメディアを通じた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	広報なばりでの特集記事掲載や市ホームページ、庁内掲示板、FMラジオなど、あらゆるメディアを通じて、意識啓発を行います。	・広報なばりや市ホームページ、FMラジオなどを活用して、意識啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
2	市民や市民活動団体などとの協働による意識啓発	人権・男女共同参画推進室	市民や市民活動団体などと協働・連携して、男女共同参画行事やフォーラムの開催など啓発を行います。	・6月の男女共同参画週間期間中、市職員や、市民活動団体と連携して、街頭啓発を行います。 ・地域女性活躍推進交付金事業（女性ロールモデル紹介事業）などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
3	「男女共同参画を考える日」を活用した意識啓発	人権・男女共同参画推進室	性別による固定的な役割分担意識や社会制度・慣行の見直しなどのため、毎月22日の「男女共同参画について考える日」を活用して、啓発メッセージを発信します。	・毎月22日の「男女共同参画を考える日」に、男女共同参画に関する情報の提供や意識啓発についての記事を庁内掲示板に掲載し、市職員への啓発を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
4	男女共同参画センターでの情報発信、意識啓発	人権・男女共同参画推進室	男女共同参画センターを事業推進の拠点として、学習・交流・相談などの場を提供するとともに、情報収集や「参画つうしん」などの情報提供による意識啓発を行います。	・男女共同参画センターの来館者に情報発信します。 ・男女共同参画センターで女性相談、女性弁護士相談、男性相談、メンタルヘルス相談を実施します。 ・「参画つうしん」を読んでもらいやすいよう工夫をします。 ・地域女性活躍推進交付金事業（女性ロールモデル紹介事業）などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
5	市民、市民活動団体や地域への意識啓発	人権・男女共同参画推進室	男女共同参画に関するイベントや出前トークの開催などを通じて、市民や市民活動団体、地域への意識啓発を行います。	男女共同参画フォーラム等のイベントや出前トークを実施します。	①	A
					②	A
					③	A
6	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」などへの支援や連携による啓発	人権・男女共同参画推進室	「名張男女共同参画推進ネットワーク会議」や地域づくり組織などへの支援や連携により、市民への意識啓発を行います。	・市民団体や地域づくり組織と連携した新たな啓発事業を検討します。 ・地域女性活躍推進交付金事業（女性ロールモデル紹介事業）などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
7	市民活動団体などへの情報発信	地域経営室	男女共同参画意識の向上を図るため、市民活動支援センターで情報収集、情報交換、交流の場の提供を行います。	情報の収集を行い、その情報を広く、市民、団体などに周知するとともに、全国の動きや先進情報などの発信を行います。課題を共有できる交流の場を提供します。	①	A
					②	A
					③	A
8	働く場における男女共同参画意識の普及啓発	商工経済室	関係機関と連携して、女性活躍推進法などの普及啓発や男女共同参画を進めている企業の事例紹介など、事業所への啓発を進めます。	関係機関との連携及び事業所に対して啓発チラシ等の配布等を行います。	①	A
					②	A
					③	A
9	男女平等教育・保育の充実	保育幼稚園室	家庭支援推進保育士と人権・同和教育推進教諭が中心となって、幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるよう、男女平等保育・教育を進めます。	・絵本や歌・ゲーム等のあそびを通して男女平等保育・教育を進めます。 ・ケンカやトラブル等の機会をとらえ、お互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくよう保育・教育を進めます。	①	A
					②	A
					③	A
9	男女平等教育・保育の充実	学校教育室	人権教育担当者と道徳教育推進教師が連携して、年間指導計画に位置づけ、総合的な学習の時間、家庭科、道徳、特別活動などを活用し、男女共同参画・男女平等を視点とした授業を進めます。	・主に家庭科や道徳科、特別活動の時間を使って男女平等の学習を低学年から学習を積み上げます。 ・性の区別なく、一人ひとりの人格を尊重した幼児教育、保育を実施します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
10	キャリア教育の推進	学校教育室	総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育のなかで、男女の性にとられず、個性に応じた将来への展望を持たせられるよう、授業を行います。	・学級活動・総合的な学習の時間を中心としたキャリア教育の中で、キャリアパスポートを活用しながら、男女の性にとられず、個性に応じた進路選択ができるよう、授業を行います。 （学級活動・総合的な学習の時間を中心に、年間5時間程度）	①	A
					②	A
					③	A
11	進路指導での働きかけ	学校教育室	進路指導のなかで、男女共同参画の視点での将来展望を持たせると同時に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。	・進路説明会の折に、保護者に対して男女共同参画の視点での進路指導のあり方を説明します。（年間2回）	①	A
					②	A
					③	A
12	教育・保育関係者への研修の実施	保育幼稚園室	各園の年間研修計画に男女共同参画研修を位置づけ、定期的・継続的に研修を実施します。	・園内研修の中で、男女共同参画研修を実施します。 ・「なばりの同和保育を考える会」（年6回開催）の中で男女共同参画に関連した研修を行います。 ・関係機関が主催の研修に積極的に参加し、取り組みを深めます。	①	A
					②	A
					③	A
	教育・保育関係者への研修の実施	学校教育室	男女共同参画・男女平等についての校内研修を実施します。	・乳幼児保育や学校教育の現場で男女平等に対する意識改革のための研修会を研修年間計画に位置付け実施します。	①	A
					②	A
					③	A
13	地域での研修の実施	地域経営室	地域づくり組織主催の研修において、男女共同参画の意識づくりに結びつく講座の開催を働きかけます。	地域づくり組織訪問や生涯学習推進委員会を通じて、男女共同参画の意識づくりに結びつく主催講座を行うよう支援します。	①	A
					②	A
					③	A
14	地域活動への参画の推進	文化生涯学習室	男女を問わず、地域活動を始めるきっかけとなる講座やイベントを開催します。	・市民センター指定管理者（地域づくり組織）等が主催する講座やイベントにおいて、男女を問わず地域活動の経験のない人も参加しやすいメニューや企画を盛り込めるよう職員研修を行います。 ・市民センター等において、男女共同参画に関する講座やセミナー等を開催します。 ・地域の各種イベントの機会に男女共同参画の啓発に努めます。 ・市民活動団体と連携し、男の料理教室を継続します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
15	保護者への啓発活動	保育幼稚園室	懇談会や研修会の開催など、保護者を対象とした男女共同参画を推進するための啓発活動を進めます。	・クラス懇談会や保護者研修会を開催し、啓発活動を行います。 ・開催時期・開催曜日・時間等を保護者に事前に伝えておくことで、参加しやすくなるなど園行事への父親の参加を増やしていく方を検討していきます。 ・男女平等保育・教育を中心に幼児がお互いを尊重し認め合うことの大切さに気づくことができるような内容にし、大人も一緒に考える機会を設けます。 ・園だより等で開催内容の周知を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
	保護者への啓発活動	学校教育室	研修会や学級懇談会などのPTA活動を通して、保護者への啓発を進めます。	・家庭科の単元「やってみよう家庭の仕事」や「わたしの生活時間」「共に生きる生活」の中で、保護者とともに家庭生活における家族の役割について考えたり、保護者会、PTA活動、学級懇談会等で話し合ったりする機会をもちます。	①	A
					②	A
					③	A
16	国際的協調に関する情報の提供	人権・男女共同参画推進室	国際的協調に関する情報を収集して、市の施策に反映させるとともに、市民への情報発信に努めます。	男女共同参画センターを活用し、男女共同参画に関する国際的な動向に関連した情報の収集と、パンフレット等による情報提供や啓発の実施に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
17	外国人世帯や国際結婚をした世帯への交流支援	健康・子育て支援室	外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が、生活様式や文化、風習が違うことで戸惑いを感じたことなどを語り合う場を設定し、交流を支援します。	こども支援センターかがやきにおいて、外国人世帯や国際結婚をした子育て中の父母が交流する場を設けつながらいていけるよう支援していきます。	①	A
					②	A
					③	A
18	国際理解教育の推進	学校教育室	ALT(外国語指導助手)を派遣し、英語科の授業充実と外国語活動の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図ります。	・「国際理解教育」を進める中で、国際社会の一員としての意識を高め、世界の多様な文化や価値観に触れ、男女共同参画の推進に向けた取組を理解し、自国の状況を見直す学習を進めます。(年間3時数程度) ・ALT(外国語指導助手)を派遣し、国際理解教育及び英語教育を進めます。(小学校3名 中学校2名)	①	A
					②	A
					③	A

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「女性活躍推進法」の認知度	—	30%	40%	人権・男女共同参画推進室
市における女性の管理職の割合(全体／一般行政職)	全体:27.7% 一般:18.1%	全体:35% 一般:32%	全体:40% 一般:35%	人事研修室
市における管理職になりたいと考える女性職員の割合	—	40%※	中間見直し時に設定	人事研修室
審議会等の女性委員の割合	25.7%	37%	45%	行政改革推進室
女性委員のいない審議会等数	13	0	0	行政改革推進室
小中学校における女性校長の割合	10.5%	増加させる	増加させる	学校教育室
小中学校における女性教頭の割合	21%	増加させる	増加させる	学校教育室
「ポジティブ・アクション」の認知度	10.7%	20%	30%	人権・男女共同参画推進室
男女共同参画推進員のいる地域数	0	15地域	15地域	人権・男女共同参画推進室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合(女性)	27.7%	31%	33%	商工経済室
農業委員定数に占める女性農業委員の割合	13.8%	16%	20%	農林資源室
認定農業者における女性農業者数	3人	4人	5人	農林資源室
防災訓練を実施した地区数【延べ値】	1,254	2,444	3,294	危機管理室
防災講習会の年間開催回数	25回	28回	30回	危機管理室
女性消防団員定数の充足率	70%	85%	100%	消防救急室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定
※中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(令和2)年度。

具体的施策(項目)		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
19	女性職員の活躍推進(推進計画関係)※	人事研修室	女性の視点による新たな発想や価値観を施策などに反映し、市民サービスの向上につなげられるよう、女性職員が政策形成過程に参画できる機会を拡大するとともに、職員一人ひとりの適性に合ったキャリア・アップ支援を進めます。	・主査及び主幹級職員に対して、リーダーとしての立場・役割への認識を深める研修を実施します。	①	A
				・先輩職員との情報交換や意見交換を通して、女性職員のネットワーク形成を図るため、「女性パワーアップ研修」を実施します。	②	A
				・出産・育児等のライフイベントの影響を受けやすい女性職員(男性職員も含む)を対象に、キャリア・デザイン等の研修を実施します。	③	A
				・人事異動にあたっては、女性職員が能力を一層発揮できるよう、若いうちから幅広い業務の経験を積めるよう配慮するとともに、政策や方針の決定過程に参画することができるよう、管理職や係長への積極的な登用に努めます。		
				・特定事業主行動計画の期間が終了するため、取組の成果・課題を整理し、新たな行動計画の策定を行います。合わせて、「女性の大活躍推進三重県会議」の自主宣言の実施に向け、協議を行います。		

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
20	人材の適正配置	人事研修室	職員の意欲と能力の把握に努め、性別にとられない適材適所の人事配置、昇進管理を行います。	・人事異動にあたっては、職員の多様な適正等をいかしたジョブローテーションの実施、職員の意向や適性を考慮したスペシャリストの育成、各職員の適正や希望を把握するための自己申告制度の活用を積極的に取り入れます。	①	A
				・職員採用にあたっては、知識のみに偏らない多面的な人物評価により、人間性を重視した採用を行うことができるよう、試験内容の見直し検討を進めます。	②	A
				・行政職について、能力評価及び業績評価に結果を令和2年度勤奨手当や昇給への反映を行います。	③	A
21	審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	行政改革推進室	指針に基づき、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、男女の委員をバランスよく登用するよう働きかけます。	・市の審議会等の委員構成については、条例の実効性を高めるため市独自のチェック機能を持つ選考基準の指針（名張市審議会等の設置及び運営に関する指針）を定め、「男女いずれかが40%を下回らないこと」を目標に、女性・男性それぞれの委員をバランスよく登用します。	①	A
				・各種審議会を保育付きとするよう取り組みます。	②	A
				・実効性を担保するために、改正した「名張市審議会等の設置及び運営に関する指針」の運用と並行して、関係団体の代表者又は団体の推薦で委員を選任することが多いため、目標値の達成が難しい状況を踏まえて、指針の存在をアピールできるよう、引き続き検討します。	③	A
22	男女共同参画推進員による啓発	人権・男女共同参画推進室	各地域に男女共同参画推進員を設置し、地域での意識啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）への取組を進めるよう働きかけを行います。	・地域づくり組織との情報交換を図り、意識の向上と啓発に努めます。	①	A
				・地域づくり組織への働きかけとともに、地域女性活躍推進交付金事業（女性ロールモデル紹介事業）などにより、男女共同参画に係る交流・ネットワーク機能の強化を図りながら、市民に向けて効果的に情報提供、啓発ができるような仕組みを検討していきます。	②	A
					③	A
23	事業所へのポジティブ・アクションの働きかけ	商工経済室	管理職への女性登用など、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の有効性の周知及びその取組への働きかけを行います。	チラシの配布や企業との懇談の際に啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
24	PTA活動における女性リーダーの参画への働きかけ	人権・男女共同参画推進室	PTA活動において、女性が役員などリーダーとして参画しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	・PTA活動をはじめ、女性がリーダーとして活躍することの必要性を市ホームページ等を通じて発信します。	①	A
				・男女共同参画ガイドブックを多方面に配布していきます。	②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
25	女性の参画拡大に向けた地域活動団体への働きかけ	地域経営室	「名張ゆめづくり協働塾」の開催などを通じて、男女を問わず、多くの人が地域の活動などに参加しやすい環境づくりへの働きかけを行います。	住民主体のまちづくりを行うため、多くの人がまちづくり活動に参加することを目指した研修会を行います。	①	A
					②	A
					③	A
26	講座や学習機会の提供による人材育成	人権・男女共同参画推進室	女性が地域での方針決定の場に参画し、責任を担うことができるよう、各種講座や研修会などの学習機会を提供し、人材育成を行います。	・女性のエンパワーメント（能力開花・権限移譲）向上につながる機会を提供します。 ・三重県男女共同参画センターで開催している「女性のリーダー養成」研修会について情報提供を行います。	①	A
					②	A
					③	A
27	研修会の開催や運営ボランティアの育成による人材育成	地域経営室	「名張ゆめづくり協働塾」を開催し、男女を問わず多くの人が地域の活動などに参加できるよう人材育成を行うとともに、地域での研修会の運営ボランティアを育成します。	住民主体のまちづくりを行うため、多くの人がまちづくり活動に参画することを目指した研修会を行います。	①	A
					②	A
					③	A
28	企業訪問などによる各種制度の周知・啓発	人権・男女共同参画推進室	関係機関との連携による企業訪問の実施や出前トークなどにより、男女雇用機会均等法や育児休業法などの周知・啓発を行います。	毎年秋に実施している名同協の企業訪問などの機会を捉えて、男女共同参画ハンドブックを配布するなど、啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
29	事業所アンケート調査の実施	人権・男女共同参画推進室	事業所へのアンケート調査を定期的実施するとともに、調査結果をもとに施策への反映に努めます。	第2次男女共同参画基本計画の中間見直しに係る事業所アンケートを実施・分析し、計画見直しに反映させます。	①	A
					②	A
					③	A
30	事業所・市民への情報提供	商工経済室	事業所・市民への女性活躍推進法など労働に関する法律制度の情報提供や、国・県が開催するセミナーへの参加を促すなどの取組を行います。	事業所に対して国・県が開催するセミナー等の啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
31	労働相談窓口の周知	商工経済室	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。	労働に関する相談窓口の周知やハローワークなど関係機関との連携を図ります。また、ハローワークと連携した相談会を開催します。	①	A
					②	A
					③	A
32	就業条件向上の啓発	商工経済室	パートタイマー・派遣労働者など、非正規雇用の就業条件の向上について、事業所・市民への啓発を行います。	チラシの配布等による啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
33	若者への就労支援	商工経済室	いが若者サポートステーションと連携し、若者の就労に向けた支援を行います。	チラシ・ポスター等の配布（月1回程度）、いが若者サポートステーションと連携した就労支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
34	女性農業委員の複数確保	農業委員会	女性農業委員の継続確保及び増加を図ります。	・本年7月の改選に向け、各地域及びJA伊賀ふるさとより昨年度末に女性3名の推薦を頂きました。	①	A
				・農業委員・農地利用最適化推進委員選考の際には、女性比率の増に積極的に取り組みます。	②	A
				・次期（R5年7月）の改選に向けても積極的に女性委員の登用に取り組みます。	③	A
35	農林業・商工業などの女性従事者への意識啓発・支援	農林資源室	農林業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取り組みます。	・女性が安全で快適に就業できるよう、農林業における作業の安全の推進、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検、整備、休日の取得等の推進を図ります。	①	A
				・さまざまな機会を捉えて、女性の地域活動等への参画意識の向上に向けた取組を進めます。	②	A
					③	A
35	農林業・商工業などの女性従事者への意識啓発・支援	商工経済室	商工業など自営業に従事している女性が、経営や意思決定の場へ参画できるよう、意識啓発やエンパワーメントのための支援に取り組みます。	チラシ配布、企業訪問時に啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
36	女性リーダーの育成支援	商工経済室	事業所に対し、女性管理職の登用を働きかけるとともに、女性の意識改革に向けた研修会の開催を働きかけます。	事業所に対して、企業訪問時に働きかけます。	①	A
					②	A
					③	A
37	創業のための支援	商工経済室	女性の創業成功事例を紹介するなど、潜在的な創業意識を掘り起こす取組を進めるとともに、創業希望者に対する専門家による支援などを実施します。	起業・創業セミナーの開催を開催します。	①	A
					②	A
					③	A
38	就業相談・就労支援	商工経済室	ハローワーク、県などが実施している女性のための相談窓口の周知など、女性の就業相談や就労支援に努めます。	ハローワークと共同し、就業相談会及び就労支援の機会を設けます。	①	A
					②	A
					③	A
39	再就職への支援	商工経済室	再就職への支援のための講座・セミナーの受講を働きかけるとともに、技術取得や能力開発支援に関する情報提供を行います。	セミナー及び就職面接会を開催し、再就職の支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
40	女性リーダーの育成による地域共助力の強化	危機管理室	防災意識の高揚と女性リーダーの育成のため、地域での防災訓練を継続実施し、地域共助力の強化を図ります。	・令和2年11月21日に実施する名張市総合防災訓練では、女性のほか高齢者など、避難等に支援を必要とする要配慮者の積極的な参加を求め、多様な視点に立った訓練を行います。 ・女性リーダーが少ない状況であり、防災への女性の参画の必要性を訴えています。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
41	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	危機管理室	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	・防災は、従来から女性の参画が少ない分野であると考えられますが、十分な配慮ができていないため、女性委員が少ない状況です。 ・防災への女性の参画の必要性を訴えながら、名張市地域防災計画を策定する名張市防災会議委員として女性委員を登用します。	①	A
					②	B
					③	A
	防災における意思決定の場への女性の参画拡大	消防総務室	地域で実践活動できる女性リーダーの養成や、災害対応及び防災対策に関する会議などへの女性の積極的な登用を図ります。	女性リーダー養成のため、全国女性消防団員活性化大会のほか、県消防協会及び伊賀支会が主催する女性消防団員研修・交流会に積極的に参加します。	①	A
					②	A
					③	A
42	男女共同参画の視点に立った防災・避難所運営体制の確立	危機管理室	男女共同参画の視点に立った防災対策や避難所の開設・運営ができる体制を確立するとともに、防災講習会などを通じて市民に啓発します。	・男女共同参画、要配慮者等多様な視点に配慮した「名張市避難所開設・運営基本マニュアル」をもとに、地域が主体となって実施する防災訓練時や、防災講演会、出前トーク等の機会を通じた啓発を行い、避難所運営の体制確立を図ります。 ・防災への女性の参画の必要性を訴えていきます。	①	A
					②	A
					③	A
43	地域防災活動への女性の参画促進	危機管理室	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	・地域を対象とした防災講演会や出前トーク等を実施し、女性ならではの細やかな視点を取り入れた地域防災や、地域共助力をテーマとした啓発を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
	地域防災活動への女性の参画促進	消防総務室	地域の自主防災組織と連携し、地域防災活動における女性の活動範囲を広げるなど女性の参画を促進します。	・総合防災訓練や、地域との連携訓練への参画します。 ・応急手当講習等の講習会に、講師として派遣します。	①	A
					②	A
					③	A

基本目標 Ⅲ 家庭生活と社会活動の両立支援

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
市の男性職員の配偶者出産休暇の取得率	54.5%	100%※	中間見直し時に設定	人事研修室
市の男性職員の育児休業取得者数【延べ値】	1人	3人	5人	人事研修室
市の職員1人当たりの年間時間外勤務時間数	248時間	200時間※	中間見直し時に設定	人事研修室
市の職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数	10.5日	15日※	中間見直し時に設定	人事研修室
働く意欲のある人にいきいきと働ける場が確保されていると思う市民の割合	27.4%	31%	33%	商工経済室
待機児童数(4月時点)	27人	0	0	保育幼稚園室
市内の保育施設や子育てサービス、相談窓口などの子育て支援施策に満足しているとした市民の割合	52.7%	63.5%	65%	保育幼稚園室
生活保護を受けている割合(保護率)	0.75%	0.7%	0.65%	生活支援室
有償ボランティア等による住民同士の支え合い組織を整備した地域づくり組織の数	6地域	15地域	15地域	医療福祉総務室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

※中間目標値のうち、※は名張市特定事業主行動計画に基づく数値目標のため、目標年度は2020(令和2)年度。

具体的施策(項目)		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価 個別評価	
			施策の内容	取組計画		
44	家事・子育てなどへの男性の参画促進	人権・男女共同参画推進室	市民活動団体や関係機関と協働して、料理や家事・子育てなど、家庭内における固定的な性別役割分担意識の見直しにつながる講座などを開催します。	・男性を対象に料理教室を開催し、家庭での家事分担の見直しについて啓発します。 ・ハンドブックについては、公共施設への配架はもとより、男女共同参画に係る講座やフォーラム、不特定多数が集まるイベント、さらには、市の保健部局主催の母子手帳発行教室や父親教室、地域主催の男の料理教室などで配布するなど、市の各部局や地域と連携しながら効果的な意識啓発を促します。	①	A
					②	A
					③	A
	家事・子育てなどへの男性の参画促進	健康・子育て支援室	父親のための子育て広場を開催し、子育ての話をしたり、親子で遊んだりできる父親たちの交流の場などを提供します。	・こども支援センターかがやきにおいて、父親のための土曜子育て広場(サタババ広場)を月1回実施し、交流や情報提供に努めます。サタババから繋がりを広めていけるよう取り組みます。 ・母子健康手帳発行教室では、父親や家族に対して妊婦体験を実施し啓発に努めます。 ・こそだてサポーター養成講座を地域等で実施し、男性も含む地域の皆さんに子育ての応援者になっていただけるよう取り組みます。	①	A
					②	A
					③	A
45	家事・子育て・介護に関する情報提供と相談支援体制の充実	地域包括支援センター	支援が必要な高齢者や障害者に早期に関わり、適切な介護予防や必要な支援につなげるなどの情報提供と、介護など相談支援体制の充実を図ります。	・市民の皆さんの最も身近な地域づくり組織15地域で初期相談に応じる「まちの保健室」において、多様な福祉ニーズ等に応えるため、人員体制の充実を図ります。 ・多様な福祉ニーズに対応するため、研修等を実施し、地域包括支援センター及びまちの保健室職員の資質向上を図り、相談支援体制の充実を図ります。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
46	事業所への啓発	人権・男女共同参画推進室	男女がともに働きやすい就労環境を整えるため、企業訪問や県が実施している認証制度の周知を通じて、事業所などへワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。	・毎年秋に実施している名同協の企業訪問などの機会を捉えて、男女共同参画ハンドブックを配布するなど、啓発を行います。 ・「イクボス宣言」や「みえのイクボス同盟」への加入を事業所に呼びかけます。	①	A
					②	A
					③	A
47	育児休業制度などを導入している事業者への優遇	契約管財室	入札時の格付けランクの加点項目に、育児休業や介護休業制度を導入している事業者を設定します。	例年6月1日に、市内本店の建設工事業者の格付けを行うにあたり、育児介護休業制度を導入している業者へ加点を行うために、4月下旬より市ホームページ上で周知を行う。	①	A
					②	A
					③	A
48	出産・子育てがしやすい環境の整備	人事研修室	男女がともに支え合い、安心して出産・育児を行い、円滑に職場復帰した後、仕事と子育ての両立ができるよう、職場としてのサポート体制の確立と支援制度の充実を目指します。	・出産・子育てのための各種制度の周知徹底と職員の理解向上を図るため、分かりやすいパンフレット等の作成について検討します。 ・職場における出産・子育てのための支援制度を活用しやすい雰囲気づくりや、特に子どもが生まれた家庭の男性への制度周知など、男性が取得しやすい環境づくりに取り組みます。	①	A
					②	A
					③	A
49	ワーク・ライフ・バランスの推進	人事研修室	職員が、それぞれのライフステージにあったワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいを持って働けるよう、支援制度などの活用を促進するとともに、職員の意識・職場風土の醸成や働き方の改革など、仕事と生活の両立のための環境づくりを進めます。	・ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、人権・男女共同参画推進室等と連携し、職員向けの研修を実施します。 ・超過勤務の上限設定や超過勤務者に対する産業医による面接指導の実施など、超過勤務の是正に向けた取組を進めます。 ・休暇計画表を活用し、年次有給休暇の取得率向上を進めます。 ・ワーク・ライフ・バランスの取組を推進するための特別休暇の見直し検討を進めます。	①	A
					②	A
					③	A
50	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方の見直しなどの啓発	商工経済室	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、時間外労働の是正やフレックスタイム、ワークシェアリングの制度紹介などの啓発を行います。	企業訪問や就職面接会などの開催時に周知を行います。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
51	「男女がい いきと働 いている企 業」表彰・認 証制度の周 知	商工経済室	県の「男女がいいきと働いている企業表彰・認証制度」などの周知に努め、男女がともに働きやすい職場づくりを働きかけます。	企業訪問や就職面接会などの開催時に周知を行います。	①	A
					②	A
					③	A
52	「事業主行 動計画」策 定の啓発	商工経済室	事業所に対して計画策定に関する情報提供を行い、計画策定を働きかけます。	企業訪問や就職面接会などの開催時に周知を行います。	①	A
					②	A
					③	A
53	名張版ネウ ボラの推進	健康・子育て支 援室	妊娠中から継続的に身近なところで相談を受け、支援ができるよう、医療機関や地域づくり組織、子育て支援機関など多様な主体と連携して、子育て支援を行います。	・地域と共に、チャイルドパートナー（まちの保健室）や母子保健コーディネーター（保健師・助産師）、こども支援センター、マイ保育ステーション、保育所等が連携し、妊娠中から出産・育児まで継続的に相談支援を行い、保健・福祉のサービスと利用者、人と人、人と地域を結びつけ、全ての妊産婦や乳幼児の保護者に対する伴走型の予防的支援ができる環境を整えます。 ・妊娠前からの教育、妊娠中からの相談・支援、産後直後の心身のケアができる体制を医療機関・地域づくり組織等多様な主体によって整備します。	①	A
					②	A
					③	A
54	相談体制の 充実（子ど も相談、家 庭児童相 談、女性相 談）	子ども家庭室	子どもの権利の保障を含め、子どもからの相談、家庭における児童養育や育児などの相談、女性のDVなどの相談に対処的確に対応するため、相談員の確保と資質の向上に努めます。	・相談技術向上のために研修等への積極的な参加を促します。	①	A
					②	A
					③	A
55	待機児童の 解消	保育幼稚園室	保育施設の計画的な整備や地域型保育事業を推進するとともに、保育士の確保策を講じ、待機児童の解消に取り組みます。	・待機登録票を基に、適切な入所調整を行います。 ・法人等の参加により保育士・幼稚園教諭の就職フェアを開催し、潜在保育士の発掘と確保を図ります。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
56	多様な保育ニーズへの対応	保育幼稚園室	保護者が働きやすい環境を整えるため、休日保育や延長保育、障害児保育を実施するとともに、一時的な保育需要に対しては、一時預かりを実施します。また、病気により集団生活や家庭での保育が困難な場合は、病児・病後児保育を行います。	・休日保育については、名張西保育園で実施します。延長保育については、赤目保育所、私立保育所、認定こども園と地域型保育事業の一部で実施します。障害児保育と一時預かりについては、公立・私立保育所、認定こども園と地域型保育事業の一部で実施します。 ・休日保育利用状況をホームページに掲載し、空き状況の確認ができるようにすることで、利用しやすくします。 ・病児・病後児保育は医療機関への委託により実施します。	①	A
					②	A
					③	A
57	発達支援の推進	子ども発達支援センター	家族相談・発達支援教室・5歳児健康診査、個別乳幼児特別支援事業などを実施し、発達に課題のある子どもへの早期発見、支援を行います。	・発達支援に関する保護者や市民対象の研修会は、開催時間帯や回数、曜日、託児などに配慮し開催します。 ・事業に係る運営委員（個別乳幼児特別支援事業運営委員会、子ども発達支援センター運営協議会）の任期満了に伴う委員委嘱にあたりできる限り性別に偏りが生じない方策を検討します。 ・啓発チラシやポスターを作成する際には、性別に基づく固定概念に捉われないよう配慮します。	①	A
					②	A
					③	A
58	家庭教育連続講座の充実	教育センター	家庭教育などをテーマとした保護者向けの市民参加型連続講座を、託児の環境を整えて実施します。	・家庭教育スタッフや講師の話聞くだけでなく、子育てを中心に、家庭生活における悩みをグループで話し合うなど、参加型の家庭教育連続講座（6月、7月、9月、10月、11月、年間5回）について、託児の環境を整えて実施します。 ・家庭教育への男性の参画の必要性を訴えながら、案内文書や開催日時の設定など、男性の参加を促す取組を検討します。	①	A
					②	A
					③	A
59	子育て支援研修会の充実	教育センター	発達に課題がある子どもの理解や育ちをサポートするための研修会を、託児の環境を整えて実施します。	・発達に課題がある子どもの特徴を理解するとともに、具体的な対応について学びます。テーマ別（子どもへの上手な関わり方、家庭でのルールやしつけ、学習面で気になる子どもの理解と支援）に3回実施し、個々の日頃の悩みについても助言していただきます。託児の環境を整えて実施します。 ・家庭教育への男性の参画の必要性を訴えながら、案内文書や開催日時の設定など、男性の参加を促す方策を検討します。	①	A
					②	A
					③	A
60	教育よろず相談の充実	教育センター	子どもに関する悩み、子育てに関する悩みなど、教育に関するさまざまな相談体制の充実を図ります。	教育専門相談員及びスクールソーシャルワーカーによる電話相談及び来室相談を月曜日から土曜日に行います。また、学校訪問による相談を行い、いじめ問題をはじめとする諸問題の未然防止や対応、教職員のメンタルヘルス、生徒指導、学習指導、学級指導等について支援を行います。一次相談窓口として、相談体制を整え、必要に応じて臨床心理士と連携を図って迅速な対応をすすめます。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
61	24時間365日の小児二次救急の実施	市立病院 総務企画室	関西医科大学小児科などの協力のもと、引き続き小児救急医療センターによる24時間365日の小児二次救急を実施します。	関西医科大学小児科学教室との協力関係を継続して常勤医師の確保に努め、併せて医師が疲弊しないよう他の医療機関の協力を得て夜間の救急における応援医師を確保するとともにコンビニ受診を防ぐ取組を行う。	①	A
					②	A
					③	A
62	産科開設のための取組	市立病院 総務企画室	産科開設のため、医師や医療技術者の確保をはじめ、分娩設備や専用病床の整備に努めます。	産科開設を目標に、関係機関と調整を行うとともに、施設整備や医療従事者の採用について計画的に進めていきます。	①	A
					②	A
					③	A
63	放課後児童クラブの充実	子ども家庭室	学校、家庭、地域との連携を強化し、放課後児童クラブの施設の拡充や運営の充実を図ります。	・夏休み等長期休暇期間中の児童の受入れについて、保育スペースの確保のために学校や地域へ働きかけを行います。 ・利用児童が増加しているクラブについて、保育スペースの確保のために学校や地域へ働きかけを行います。	①	A
					②	A
					③	A
64	子育て広場の充実	健康・子育て支援室	地域の子育て広場などで交流や情報交換の場を提供するとともに、保育士、保健師、助産師などによる相談や情報提供を行います。	・各地域の独自性を重視しながら、地域の要望を考慮し、協働関係の充実を図ります。全地域の子育て広場で、交流や情報交換の場を提供すると共に、保育士、チャイルドパートナー（まちの保健室）、母子保健コーディネーター（保健師、助産師）等による相談や情報提供を行います。地域交流会では、研修や情報交流の充実を図ります。 ・男性の子育てへの意識を高めていくなど、父親に主体的に参加してもらいやすい環境や体制の工夫をしていきます。	①	A
					②	A
					③	A
65	子育てサークルの育成・支援	健康・子育て支援室	子育てサークルの育成を図るとともに、サークル連絡協議会と連携し、サークル活動を支援します。	・子育てサークル連絡協議会への支援を積極的に行うと共に、サークル間の情報交換と対外的な情報発信を行うための情報紙を発行します。 ・子育てサークルの育成や立ち上げ等に協働、推進します。 ・育児に対する慣習や意識等によって、男性の参加が少ないと考えられ、子育てサークルの会員はすべて母親である状況です。	①	A
					②	B
					③	A
66	子育て支援員・子育て支援ボランティアの養成・活用	健康・子育て支援室	子育て支援員研修を実施し、子育て支援員や子育て支援ボランティアを養成することにより、地域の子育て広場やファミリー・サポート・センター事業を通じて子育てを支援します。	・子育て支援員研修を実施することで、子育て支援員やボランティアの養成の充実と増員を図り、ファミリーサポート事業の充実や子育て支援活動を推進します。 ・子育て分野への男性の参画の必要性を訴えています。 ・子育て支援員の意識向上、既在活動者の課題改善、スキルアップの為に研修会、交流会を開催します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
67	子どもを守る取組	文化生涯学習室	犯罪や事故などから子どもを守るため、地域での仕組みづくりを進め、青少年の非行防止と健全育成、地域環境の向上に取り組めます。	青少年育成推進員、青少年育成市民会議及び関係団体・機関との協働により、「名張少年サポートふれあい隊」を組織し、年間を通じて街頭パトロールを中心に次の取り組みを行います。 ・街頭での愛の一声運動 ・青少年の非行防止 ・不審者対策 ・危険箇所対策	①	A
					②	A
					③	A
68	子どもの居場所づくり	文化生涯学習室	休日や放課後の小中学生の活動拠点（居場所）づくりを推進するため、市・学校・地域が連携して放課後子ども教室を実施します。	週末（土曜日、日曜日）や平日の放課後に、子ども達が安全に安心して活動できる居場所を作り、並びに体験活動を行います。 異年齢の交流や、地域の方々とのふれあいを通して、子ども達の健全育成を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
69	ボランティア活動への参加	文化生涯学習室	ジュニアリーダー養成講座の開催やKidsサポータークラブの活動を通じて、青少年の地域ボランティア活動への参加を促進します。	青少年育成市民会議と協働で、小学6年生から中高生を対象としたジュニアリーダー養成講座を開催するとともに、その修了者を中心に組織されたKidsサポータークラブのボランティア活動を支援します。	①	A
					②	A
					③	A
70	地域での家庭教育講座の推進	教育センター	子育てに対する保護者の不安や悩みに対応する相談体制の一環として、地域に出向いて家庭教育講座を実施します。	・それぞれの地域の市民センターや保育所（園）、幼稚園、小中学校での家庭教育講座に、家庭教育スタッフを派遣し、家庭教育の推進を図ります。 ・男性スタッフの確保も視野に家庭教育スタッフの確保に取り組めます。	①	A
					②	A
					③	A
71	生活困窮世帯の自立支援	生活支援室	複合的な課題を抱えた生活困窮世帯への相談・就労支援・子どもへの学習支援などを行い、自立を促します。	・生活困窮者自立支援事業は社会福祉協議会へ委託しているため、相互連携して随時困窮者の相談や就労支援ができる体制づくりに取り組めます。 ・生活困窮者自立支援事業での学習支援については対象者を生活保護世帯の小学生高学年から中学3年生までの生徒を対象として実施しており、今後も事業継続していきます。	①	A
					②	A
					③	A
72	生活保護世帯の自立支援	生活支援室	生活に必要な扶助を行うとともに、就労可能者への就労支援などを行い、自立を促します。	生活保護者への支援については、きめ細やかな支援を実施するとともに生活保護からの早期離脱を目指すため積極的な就労支援に努め、常に保護者に寄り添った伴走型の支援を実施します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
73	ひとり親家庭の自立支援事業の推進	子ども家庭室	ひとり親家庭への子育て支援をはじめ、生活、就学、経済的支援など総合的な自立支援を行うとともに、児童への学習支援を行います。	・経済的自立に有利な資格取得に向けて、高等職業訓練促進給付金等の支援を行います。 ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業をはじめ、居場所を提供していただいた地域等にも学習支援の取組について働きかけを行います。	①	A
					②	A
					③	A
74	ひとり親家庭相談事業の充実	子ども家庭室	母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの相談を受け、情報提供、助言を行います。	・ひとり親家庭における個別の困りごとを丁寧に聴き取り、適切な福祉サービス等の提供を行います。	①	A
					②	A
					③	A
75	地域支え合い事業の推進	医療福祉総務室	支援を必要とする人が抱える生活課題に対するサービス提供を行う有償ボランティア組織の立上げ支援及び充実を図ります。	・誰もが住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていけるよう、既存の有償ボランティア組織への支援に引き続き取り組みます。 ・有償ボランティア組織が未整備の地域づくり組織での立上げ支援を行います。 ・既存組織の新たな取組（外出支援など）への支援などを行います。	①	A
					②	A
					③	A
76	地域包括ケアシステムの推進	地域包括支援センター	高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムにより、介護、医療、生活支援などの包括的な支援・サービスを提供します。	高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、地域生活に関する相談体制と民生委員・児童委員をはじめとする地域資源のネットワークの充実を図るとともに、地域福祉教育総合支援ネットワークを推進します。	①	A
					②	A
					③	A
77	障害者の生活環境の整備と自立支援	障害福祉室	障害者が地域の中でともに暮らせる生活環境を整備するとともに、障害者の自立とその家族への社会参画に向けた支援を行います。	・「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくり条例」の目的を達成するため、障害者が安心して外出ができる生活環境の整備に努めます。 ・障害者の自立支援については障害者雇用の促進並びに就労支援体制の充実に努めるとともに、各種相談支援機能の充実を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
78	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	地域包括支援センター	地域における介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸を図っていきます。また、地域住民の自助・互助の意識を醸成していくために、生活支援コーディネーターを配置します。	・地域のまちづくり元気リーダーを中心とした介護予防、健康づくりの活動を推進してまいります。 ・生活支援コーディネーターとともに有償ボランティア等地域の取組を支援してまいります。 ・地域によって、実施内容にばらつきがあるため、横の連携を図る中で成功事例を共有するなどして、地域の介護予防活動への男性の参加を促進するための工夫を行ってまいります。	①	A
					②	A
					③	A

基本目標Ⅳ すべての人の人権が尊重される環境づくり

《数値目標》

項目	現状値 2014(H26)	中間目標値 2021(R3)	目標値 2026(R8)	担当室
「男女共同参画センター」の認知度	29.6%	60%	100%	人権・男女共同参画推進室
「DV防止法」の認知度	71.2%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
セクハラ防止対策をしている事業所の割合	73.1%	75%	80%	人権・男女共同参画推進室
性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の認知度	3.2%	10%	20%	人権・男女共同参画推進室
健康な暮らしを送っていると感じている市民の割合	80.3%	84%	85%	健康・子育て支援室
朝食を毎日食べる小中学生の割合	小:85.3% 中:85.3%	小:97% 中:97%	中間見直し時に設定	学校教育室

※網掛けの項目は、市総合計画「新・理想郷プラン」第1次基本計画に掲載している項目。数値目標は、担当室が設定

具体的施策(項目)		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
79	性別による差別的な扱いの根絶に向けた啓発	人権・男女共同参画推進室	性別による差別的扱いが人権侵害であることを市民が理解するとともに、自らの課題としてその根絶に向けて取り組めるよう、講座・学習会の実施、市広報などを通じた情報発信、資料作成など啓発を進めます。	男女共同参画の考え方の周知をはじめとして、性別による差別的扱いの根絶に向けて、さまざまな手段を通じて、周知、啓発に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
80	性的マイノリティについての理解の促進	人権・男女共同参画推進室	性的マイノリティの現状と課題、今後の方策についての理解が深まるよう、関係機関・室と連携して、職員研修や地域での人権学習会のテーマとして取り上げるとともに、リーフレット作成など啓発を進めます。	性的マイノリティの理解を促進するため、さまざまな手段を通じて、周知、啓発に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
81	情報発信における人権への配慮とメディア・リテラシー向上に向けた啓発	人権・男女共同参画推進室	市の情報発信における男女の人権への配慮と、市民へのメディア・リテラシーを高めるための啓発に努めます。	ホームページや男女共同参画つうしんなどへの掲載時に表現、イラスト等配慮するとともに、他部署に向けて配慮するよう啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
82	広報なばりなどの紙面づくりの配慮	秘書広報室	人権や男女共同参画に配慮した紙面づくり、ウェブページづくりに努めます。	・男女共同参画に関する正しい理解を促すため、広報紙やホームページを活用し、「男女共同参画週間」などに合わせた効果的な広報・啓発を行います。 ・新型コロナウイルスに関して、不確かな情報やうわさ、デマなどの拡散の事象が見られることから、正確な情報収集と基本的人権の尊重を啓発する内容の記事を掲載するなど、広報紙やホームページ等で啓発します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
83	有害環境の浄化やメディア・リテラシー向上に向けた啓発	文化生涯学習室	成人向け図書の適正な販売やインターネットの適正利用の啓発を行うとともに、青少年へのメディア・リテラシーを高めるための研修を行います。	・月1回、市内4箇所の駅前に設置された有害図書回収箱から、有害図書を回収します。 ・ゲームセンター、カラオケボックス、大型小売店舗への巡回指導をし、有害環境の浄化活動を行います。	①	A
					②	A
					③	A
84	メディア・リテラシー教育の推進	学校教育室	小中学校の情報教育担当者を中心として、メディア・リテラシー教育を推進します。	・情報教育推進委員会の内容を充実させ、年1、2回開催します。 ・指導主事の学校訪問を通し、子どもたちが適切に情報を活用できる指導について、教職員の指導力向上を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
85	男女共同参画に関する相談及び苦情に対する適切な対応	人権・男女共同参画推進室	相談及び苦情の申出に対し、必要に応じて男女共同参画専門員の意見を聴くなど、適切に対応します。	相談及び苦情があった際には、男女共同参画専門員に相談を仰ぎます。	①	A
					②	A
					③	A
86	女性弁護士相談の実施	人権・男女共同参画推進室	人権侵害などに適切に対応するため、女性弁護士による法律相談を実施します。	女性弁護士による法律相談を、男女共同参画センターで毎月1回実施します。	①	A
					②	A
					③	A
87	DV防止に向けた意識啓発	人権・男女共同参画推進室	DVを防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通して意識啓発を行います。	女性に対する暴力をなくす運動期間等にDV防止について啓発物品の配布などにより啓発します。	①	A
					②	A
					③	A
88	要保護児童対策及びDV対策地域協議会による関係機関の連携	子ども家庭室	配偶者暴力相談支援センターや警察など、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の構成機関（者）との連携を図るとともに、女性相談員の資質向上に努め、DV対策の対応力を強化します。	・協議会における関係機関（者）と定期的に情報共有を行います。 ・相談技術向上のために研修等への積極的な参加を促します。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
89	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づく適切な対応	子ども家庭室	児童虐待・DV防止対応マニュアルに基づき、関係機関と連携し、DV被害者などへの早急な対応や自立支援などを行います。	情報の把握に努め、警察、配偶者暴力相談支援センター等と迅速に連絡を取ることで、安全な女性保護対応と自立に向けた支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A
90	あらゆる暴力防止のための意識啓発	人権・男女共同参画推進室	セクシュアルハラスメントをはじめとするあらゆる暴力を防止するため、啓発物の配布や研修会などの開催を通じて意識啓発を行います。	各イベント時に啓発冊子を配布、職員向けに研修を実施するなど、啓発に努めます。	①	A
					②	A
					③	A
91	職員へのハラスメントについての研修・相談窓口の充実	人事研修室	セクシュアルハラスメントなどの防止のため、研修の充実および相談窓口の周知を図ります。	・2015年度に改正した「名張市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」及び「基本方針」に基づき、職員を対象としたセクハラ防止のための研修を実施します。 ・ハラスメント相談窓口の案内・周知を、職員ポータルサイト掲示板や研修機会をとらまえて行います。	①	A
					②	A
					③	A
92	事業所へのハラスメントの啓発	商工経済室	事業所に対して、セクシュアルハラスメントなどの認識と意識改革につながる啓発活動を行います。	事業所に対してパンフレット、チラシ等の啓発活動を行います。	①	A
					②	A
					③	A
93	教育現場のハラスメントの防止	学校教育室	教育現場におけるセクシュアルハラスメントなどを防止するため、教職員への研修と児童・生徒を含めた相談体制の充実を図ります。	・管理職、中堅教員等指導的立場にある教員の意識改革のための研修を実施します。 ・各小中学校の校務分掌への教育相談を位置づけます。（19校）	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
94	市職員への心身の健康づくり支援	人事研修室	健康診断結果をもとにした保健師による健康相談や、メンタルヘルス研修を実施します。	・健康管理やメンタルヘルスに関する研修の実施、保健師との連携による生活習慣病予防対策や相談体制の充実に図ります。	①	A
				・長期傷病休暇中の職員の円滑な職場復帰のための支援（職場復帰プログラム）を行います。	②	A
				・職員のストレスの状況について検査し、自らのストレスの状況について気付きを促し、ストレスを低減させるため、ストレスチェックを実施します。	③	A
95	男女の生涯にわたる健康の保持	健康・子育て支援室	地域づくり組織やまちの保健室などと連携し、身近なところで健康づくりや健康状況に応じた健康情報の提供を行うとともに、健康被害（喫煙、飲酒、薬物）の防止に努めます。	・保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校等と連携した健康教育の実施と啓発を行います。地域づくり組織やまちの保健室、職域等と連携した健康教育の実施と啓発を行います。	①	A
					②	A
					③	A
96	性と生殖に関する健康・権利の意識啓発	健康・子育て支援室	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の意識啓発と情報提供を行うとともに、妊婦にやさしい環境づくりに取り組みます。	・マタニティマークを配布と啓発を行い、妊婦にやさしい環境づくりを目指します。	①	A
				・妊婦健康診査14回分、県外受診が可能な体制整備を図り、健康診査受診の必要性の啓発に努めます。	②	A
				・産婦健康診査費用助成事業を実施し、産後うつ等の早期発見・早期支援に取り組みます。	③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
97	性感染症の予防	健康・子育て支援室	性感染症などを予防するため、互いの性を理解し、正しい知識に基づいて行動できるよう、教育や啓発に取り組みます。	小学校・中学校・高校の養護教諭や保健体育担当教諭、学校保健委員会、こども支援センター等と連携しながら、生（性）に関する健康教育を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
98	食育の推進	健康・子育て支援室	食生活改善推進員の育成や資質向上を図るなど、「食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組みます。	地域で活動する食育の推進に関わるボランティア（「食ボランティア」）の活動を支援します。	①	A
					②	A
					③	A
	食育の推進	学校教育室	発達段階に応じた食に関する知識と望ましい食習慣の定着を図るため、栄養教諭などによる指導を行うとともに、家庭での食育のあり方などの情報提供を行います。	栄養教諭や食育担当者を中心に、子どもたちへ食のあり方を指導します。また、発達段階に応じた食のあり方を学び、望ましい食習慣の定着を図るとともに、家庭への啓発を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
99	健康教育の推進	健康・子育て支援室	地域と連携して、市民の健康づくりを支援するための環境・仕組づくりに取り組むとともに、地域や小中学校と連携して、健康教育に取り組みます。	・まちじゅう元気リーダーの活動支援を行い、地域の健康づくりを推進します。 ・学校保健との連携を増やし、切れ目ない健康づくりを推進します。	①	A
					②	A
					③	A
	健康教育の推進	学校教育室	発達段階に応じた性教育やHIV／エイズ教育、薬物乱用防止などの健康教育を行うとともに、保護者への啓発を行います。	・エイズ等に関わる教育の位置づけの確認を行い、エイズ等に関わる授業実践の評価を行います。 ・性教育及びHIV／エイズ教育を推進します。 ・関係部署や市民活動団体と連携のもと、広報での啓発や研修会を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
100	誰もがスポーツに参加できる環境づくりと女性指導者の育成	市民スポーツ室	誰もが気軽にスポーツに参加できる環境を整えるため、総合型地域スポーツクラブを育成するとともに、女性指導者の育成を図ります。	総合型地域スポーツクラブ創設のための支援を行い、地域におけるスポーツ活動拠点づくり並びに地域交流の場を提供し、積極的な地域スポーツ振興を図ります。	①	A
					②	A
					③	A

具体的施策（項目）		担当室	事前評価			
			事業計画		視点評価	
			施策の内容	取組計画	個別評価	
101	女性外来開設のための取組	市立病院 総務企画室	女性外来開設のため、医師や医療技術者など女性スタッフの確保に努めます。	女性外来の開設にむけ、関係機関と話し合いを行いつき、女性外来開設時にに向けた調整を計画的に行います。	①	A
					②	A
					③	A
102	性差に応じた相談体制の充実	人権・男女共同参画推進室	性差に応じた相談や、心の健康を保つための相談窓口の周知と充実を図ります。	・男女それぞれの相談員を配置し、相談しやすい環境づくりに努めます。 ・国・県等が実施している各種相談について情報提供を行います。	①	A
					②	A
					③	A
103	健康増進事業の実施	健康・子育て支援室	性差に応じた健康診断やがん検診、不妊治療への助成などに取り組むとともに、健康相談を実施します。	・健康診査やがん検診の受診促進に取り組み、性差に応じた結果返却と情報提供を行います。 ・個別の状況に合わせた健康相談を実施します。 ・地域の相談支援の場としての「まちの保健室」との連携を強め、相談機能を高める研修を実施します。	①	A
					②	A
					③	A
104	メンタルヘルスへの支援	健康・子育て支援室	こころの活性化や休養、ストレス対処法などに関する情報や専門機関に関する情報提供を行います。	・広報紙、ホームページ、FMラジオ等を活用し、こころの健康づくりに関する情報提供を行います。 ・こころの健康づくりや医療など専門機関の情報提供を行い、個別の状況に応じた相談支援につながるよう関係機関との連携を図ります。	①	A
					②	A
					③	A
105	自殺予防や産後の育児不安解消への支援	健康・子育て支援室	保健所など関係機関との連携による自殺予防のための講演会の開催や、こんにちは赤ちゃん訪問などによる産後の育児不安解消への支援に取り組めます。	・保健所との連携を図りながら、自殺予防に関する啓発を行います。 ・こんにちは赤ちゃん訪問や健診、まちの保健室など身近で気軽に相談できる機会を増やし、支援体制の強化を図るために主任児童委員やチャイルドパートナー等関係機関・団体等への研修を実施します。 ・産婦健康診査費用助成事業で産後うつ質問票(EPDS)を実施することで、産後うつの早期発見、早期支援を行います。	①	A
					②	A
					③	A